

広報

カナダ

Kanada Town PUBLIC RELATIONS

4.15
1997



道路スィーパーの愛称と、道路愛護の標語を募集します。

募集!

土木鉦害課では、町の道を掃除する「道路スィーパー」の愛称と、道路愛護の標語を募集します。標語は、「道路は私のもの君のもの」など10文字以内でお願いします。

応募方法は、官製ハガキに道路スィーパーの愛称・標語と、住所・氏名・年齢・学年(職業)をご記入の上、4月31日まで投函ください。(当日消印有効)

ハガキ一枚に、何点でも結構です。優秀作品には、記念品をさしあげます。どしどし、ご応募ください。

詳しいお問い合わせ、応募先は

☎822-12

金田町大字金田937-2

金田町役場土木鉦害課内

「愛称・標語募集係」まで

☎22-6668(直通)

平成9年度予算

まちづくりのため、町民一人当たり

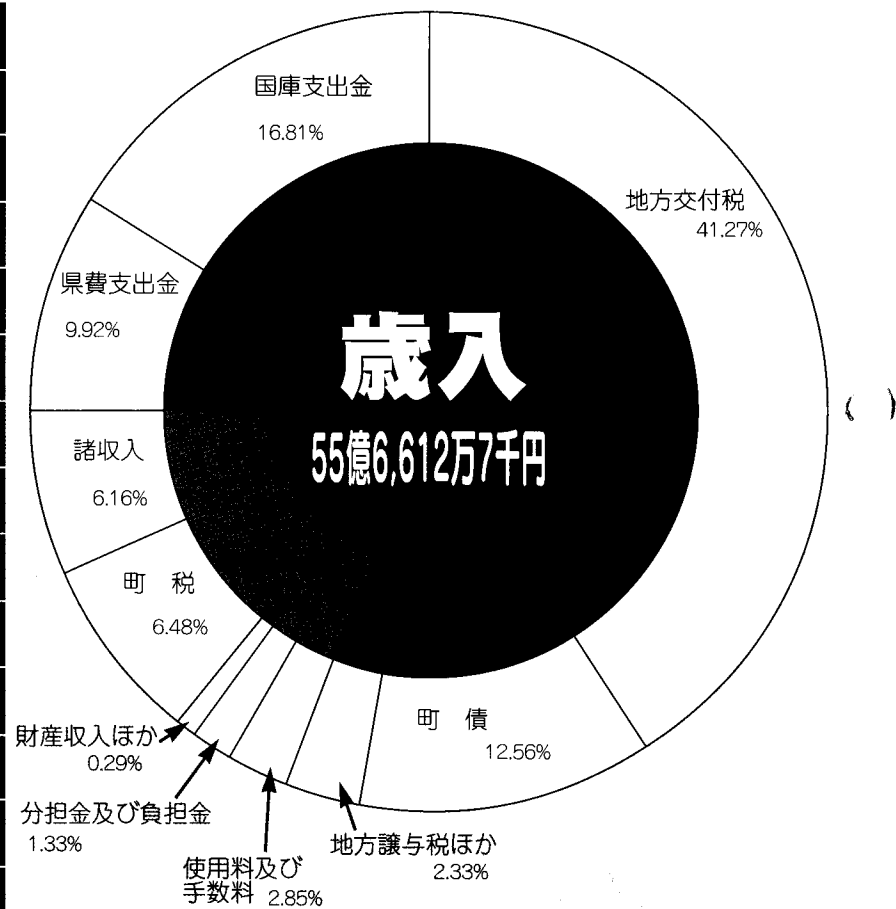
約646,170円の予算です。

平成9年度の予算を紹介します。

皆さんからいただく税金、国や県からの補助金、地方交付税などのお金がどのくらい入る予定か、それをどのように使うのかをご理解していただくため、予算のあらましをお知らせします。

下の表とグラフは、町の普通会計(一般会計・住宅新築資金等特別会計及び地域改善対策専修学校技能修得資金貸付貸与事業会計)を表したものです。

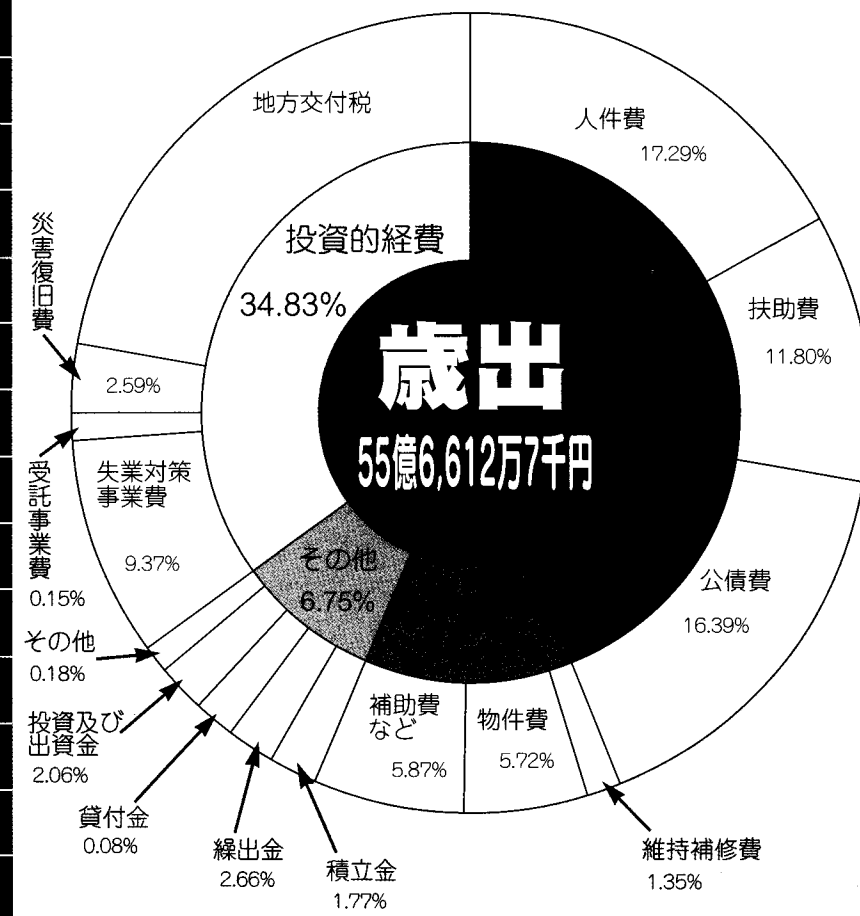
地方交付税	22億9,732万5千円
地方譲与税ほか	8,902万円
自動車取得税交付金	3,234万9千円
交通安全対策特別交付金	180万円
利子割交付金	653万9千円
地方債	6億9,930万円
国庫支出金	9億3,594万2千円
県支出金	5億5,208万7千円
諸収入	3億4,264万5千円
町税	3億6,052万6千円
繰入金	198万円
使用料及び手数料	1億9,732万5千円
財産収入	1,467万2千円
分担金及び負担金	7,333万2千円
繰越金	1千円



普通会計財政別歳入割合

人件費	9億6,213万9千円
扶助費	6億5,676万8千円
公債費	9億1,240万4千円
維持補修費	7,523万7千円
物件費	3億1,852万1千円
補助費など	3億2,681万6千円
積立金	9,853万7千円
繰出金	1億4,798万4千円
貸付金	444万7千円
投資及び出資金	1億1,479万6千円
その他	1,000万円
失業対策事業費	5億2,149万4千円
受託事業費	825万6千円
災害復旧事業費	1億4,410万円
普通建設事業費	12億6,462万8千円

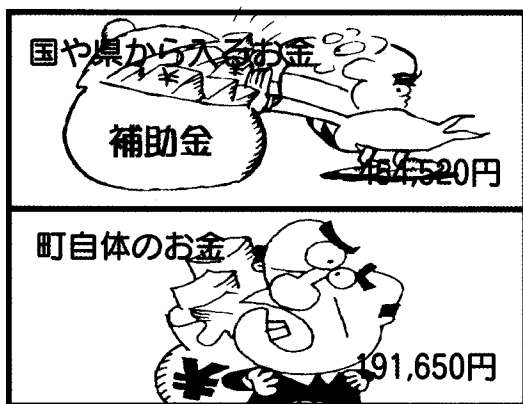
普通会計性質別歳出割合



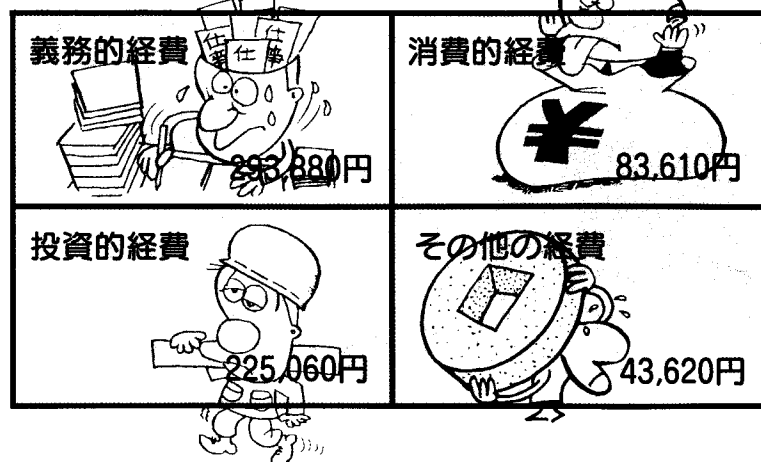
町民一人当たりいくら?

円グラフの中の割合を町民一人当たりいくらかになるのかを表しました。(2月28日現在の人口8,614人)

歳入



歳出



特別会計予算

国民健康保険特別会計	5億6,075万6千円
老人医療特別会計	8億3,641万7千円
簡易水道特別会計	8,073万9千円
水道事業会計 (収益的支出と資本的支出のみ)	1億6,900万7千円

●平成9年度の主な事業内容●

平成9年度の普通会計予算については、町民税やたばこ税は国の税制改革により昨年度に比べ、若干の増収を見込んでいますが、町の主力財源である地方交付税の歳入見込みは、国の税収の落ち込みなどから昨年度とほぼ変わらず税収についてはほぼ横ばい状態です。また、事業費の増加に伴って、地方債の発行額を6億9,930万円見込んでいます。地方債依存率は、前年度に比べ3.3%増となっています。

今年度の歳入歳出の予算規模は前年度対比で、7億275万7千円減額(11.8%)しています。

今年度の新しい事業は、次のとおりです。

- 特産物展示販売・開発研修の建設

- 住みよい住宅リフォーム事業
 - 温泉開発調査
 - 高齢者交通安全対策事業
 - 亀ノ甲団地改良建設事業(継続事業)
- 継続事業としては、まちづくり・河川公園整備事業などです。
- 昨年からの国で進められている町村合併などを含めた地方分権や、行財政改革推進などから補助金の削減が行われています。金田町でも、2月に「金田町行政改革推進委員会」を設置して、おむね8月ごろには「行政改革大綱」が答申されます。
- これを受けて、役場内の機構の見直しや行政サービスの向上、公共施設等の管理運営を重点に政策を進めていきます。

気をつけよう 自分の言葉が きずのもと

金田中2年 森 祐輔さん

日本国憲法第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有(生まれながらに身に受けてもっていること)を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とし、また第14条で「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地(家柄)により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」としています。

しかし、現実の社会にはなお多くの人権にかかわる問題(同和・女性・人種・民族・障害者・高齢者・学

歴・職業・いじめ・戦争問題など)が存在しています。すべての人間は、生まれながらにして平等の関係になければなりません。また、一人ひとりの基本的人権は人類普遍(人類すべてのものに共通)の原理であり、国民の永久の権利として憲法によって保障されると同時に、これ保持するために不断の努力をすることが国民の義務であるとされています。

しかしながら、わたしたちの周りに基本的人権が不当に侵されている現実があります。このことが原因として生起(事件または現象が起こること)している社会問題が人権問題なのです。

人権問題解決に向けて、 さまざまな差別に関するわたしたちの立場を考えてみましょう。

- ①差別をする人.....言葉や行動でする人
- ②差別をあおる人.....差別をする人を支持、差別を拡大助長する人
- ③差別に同調する人.....差別をする人と同じ考えにたつか、行動には出ない人
- ④差別に傍観者の立場で接する人...差別があることは知っているが、ただ眺めている人
- ⑤差別に対して無関心な人.....差別があっても自分には全然関心がないと思っている人
- ⑥差別される人.....本人に責任や原因がないのに他の人から差別を受ける人
- ⑦差別をなくすため努力する人.....差別をなくしていこうと努力するとともに、①~⑥の人に対して、差別をなくしていく立場にたつような啓発などをしていく人

差別を取り巻くわたしたちの立場は、七つの立場に分けられたれもがいくつかに重なりながらどこかに属しているといえます。

「差別をする人」「差別に同調する人」たちは、人間として許せない立場に立っていることは言うまでもありません。

しかし、差別は「差別をする人」「差別をあおる人」「差別に同調する人」たちだけがいるから存在しているわけではありません。

なぜなら、「差別に傍観者の立場で接する人」「差別に無関心な人」は差別に対し黙っていることで、差別を容認し許している

みんなので 心の輪を つくろう

金田中2年 倉成祐斗さん

食中毒に 気をつけましょう

平成8年の夏、病原性大腸菌O157による集団食中毒は全国的に猛威を振るい、食中毒の恐ろしさを知らしめました。

このO157は、冬場になり収縮したようにみえましたが、最近になって集

団感染から家庭内の感染が目立ってきています。しかし、むやみに怖がったり、まし

てや空気感染するとか、さわっただけで感染するなどということはありません。

ほかの食中毒と同じように基本的な衛生習慣ができて

いれば十分防ぐことができます。手を洗う、食品は十分に加熱する、冷蔵庫を過信しない、調理器具は清潔にする、そんな当たり前のことを守ればよいのです。今一度、それらのことをきちんとできているか見直してください。

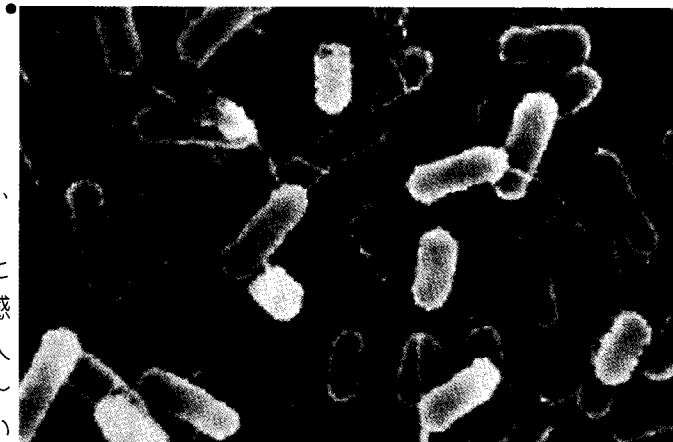
O157

赤痢菌なみの感染力と毒素をもつ菌

病原性大腸菌の一種で、最も感染力と毒素が強く、赤痢菌なみと言われています。

ほかの食中毒菌では10万個以上が体内に入らないと感染しませんが、この菌はわずか100個たらずで感染してしまいます。少量で感染することは人から人へ二次感染の恐れが強いということになります。4~9日と潜伏期間が長いことも感染の拡大に影響しています。

この菌はベロ毒素と呼ばれる猛毒を産生するため、とくに5歳未満の乳幼児に腎臓や脳に重い障害を起こすことがあります。特徴的な症状は、激しい腹痛と下痢に続く血便です。血便というより真っ赤な血が出る症状を示します。



しかし、この菌もほかの菌と同様に加熱や消毒剤に死んでしまうため、一般的な食中毒対策を行えば心配はいりません。

なお、井戸水が感染経路となった例が報告されており、井戸水、受水槽の衛生管理が望まれます。

感染の可能性がある場合...

初期症状は出血性の下痢とヘソから下腹部にかけて激しい痛み、それに発熱が伴うことがあります。このような症状があった場合はすぐに病院に行くのですが、病院につくまで水分を補給し続けることが大切です。下痢で体内の水分が不足すると、体内の毒素が濃くなってしまうからです。下痢止めも毒

素が体内に留まってしまうので危険です。

水分の補給はスポーツドリンクを2~3倍に薄めたり、番茶や麦茶を常温にしたものが有効です。

この菌は二次感染することが分かっています。感染者や保菌者から二次感染を防ぐことも大切です。特に子どもの場合、下痢などの症状がみられたら、水浴びをさせない、ほかの乳幼児と一緒に入浴させないなどの注意が必要です。

わが家を火災から守ろう

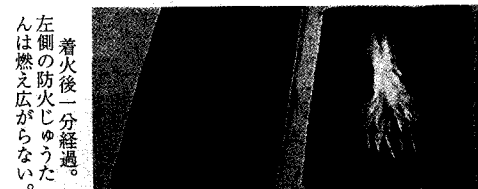
～住宅防火対策の総点検～

住まいや家財ばかりか、ときには人命まで奪ってしまう火災。火事を出さない日ごろの心配りとともに、万一の場合に備えた防火機器を家庭に取り入れてみませんか？

居間・寝室

●防災製品

寝具、衣類、カーテン、じゅうたんなど燃え広がりにくい加工処理をしています。肌に触れたり、幼児がなめたりしても安全です。



●住宅用火災警報機

熱や煙を感知して自動的に警報を出します。

●住宅用スプリンクラー

火災を感知して、自動的に水や消火剤を放出します。

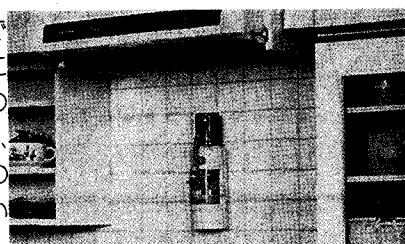
●安全暖房器具

誤って転倒させたり大きな地震が発生したりしたときに自動的に消火装置が働きます。

台所

●住宅用消火器

軽くて簡単に操作でき、テンプラ油火災にも適応します。部屋の色どりに合うように、最近ではさまざまな色の消火器が発売されています。



●安全調理器具

なべの油などが発火温度に達する前にガスの供給を止めて自動的に火を消す安全装置が組み込まれています。

●住宅用自動消火装置

ガスコンロなどの上に備え付け、火災を感知すると自動的に消火剤を放出します。

身体障害者(児)巡回相談

次のとおり平成9年度身体障害者(児)巡回相談を行います。相談に行く人は、身体障害者手帳と印鑑、また再交付や修理をご希望の場合は、前回交付を受けた補装具を持って行ってください。

■日時/5月14日(水) 10時～15時(受付時間は、9時30分～14時30分) ■会場/方城町保健福祉センター ■送迎/役場玄関前から自動車で会場までお送りします。9時と10時の2回です。

詳しいお問い合わせは
福祉課 ☎22-6664

遺言のすすめ 公証役場からのお知らせ

遺言をして妻子など相続人間の後日の争いを防ぎましょう。たとえば、夫婦間に子どもがなく、永年連れ添った妻に遺産全部を相続させたとき。長い間、農業やお店などの家業を手伝った子どもに家業を継がせたいとき。同居し身の回りの世話をしてくれている子どもに、家や土地(農地も含みます)をやりたいなど……。のときには、特に遺言しておく必要があります。

公証役場では、法務大臣から任命された公証人(法律の専門家)が、遺言書や金銭の貸借、売買、不動産・動産の賃貸借の契約など、いろいろな契約書を作成していますのでお気軽にご利用ください。

遺言などの相談は
田川公証役場 ☎44-4130

あたたかい善意ありがとうございました 社会福祉法人 金田町社会福祉協議会

次の皆さんからご寄付をいただきました。
この寄付金は、社会福祉充実のため有意義に活用させていただきます。
ありがとうございました。

香典返し

香月 宏章様(堀川団地) [故・香月光枝様]
白濱喜代子様(人見宮床) [故・白濱英秋様]
柳沢 敏彦様(人見) [故・柳沢明治様]
野本 正浩様(本町一) [故・野本照子様]
山本 聖勝様(太陽) [故・山本弘子様]
松本ツミヨ様(本町一) [故・松本種時様]
竹宗 学様(神崎) [故・竹宗スナ様]
永末シズ子様(堀川団地) [故・永末 豊様]
熊代 政子様(神崎) [故・熊代敏夫様]

施設見学会「県政バス・アプローチ号」 参加者募集

福岡県では、県政バス・アプローチ号の参加者を次のとおり募集します。

■見学日/5月22日(木) (飯塚バスセンター8番乗り場出発) ■見学地/多々良川浄化センター、福岡県女性総合センター「あすばる」 ■参加料/無料(昼食付) ■申込み方法/往復ハガキに、住所・氏名・年齢・電話番号・「5月22日希望」と書いて、5月2日必着で申込みください。ハガキ1枚で3人まで応募できます。 ■対象/成人女性

詳しいお問い合わせ、申込先は
☎812-77(住所は記載不要)

福岡県庁県民情報課広報課公聴係
☎092-651-1111(内線2385)

ひとりで悩まないで! 子ども・家庭110番

福岡県では、県の中央児童相談所において「子ども・家庭110番」を設置しています。子育てのことや不登校、学校でのいじめのことなど、だれにも相談できなくて困っているとき。ここへ電話すれば、専門の相談員が悩みに答えてくれます。匿名でもかまいません。もちろん秘密は守られます。ひとりで悩まないで、電話してみてもいいですか?
☎092-586-4152 ☎092-586-4224

利用時間(年末年始はお休みです)

平日 9時～19時
土日祝日 9時～17時

詳しいお問い合わせは
福岡県民生部児童家庭課児童福祉係
☎092-651-1111(内線2752)

5月3日・4日・5日・6日の
連休期間中、
福祉センターは休館します。
7日より平常どおり開館します。

狂犬病予防法による 登録と予防接種 を行います。

生後90日以上飼育する犬には、狂犬病予防法による登録と予防接種が義務付けられています。次のように畜犬登録と狂犬病予防注射を行います。「愛犬手帳」と3月15日号表紙の「犬健康チェック票」を記入し、当日ご持参の上おいでください。また、この期間で受けられない場合は、動物病院でも登録・接種ができます。

●料金

登録料金 3,000円
再交付登録料金 1,600円
予防注射料金 2,890円

詳しいお問い合わせは
福祉課環境衛生係 ☎22-6664

- 畜犬登録は、一生涯に1回登録です。ただし、狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。
- 平成7～8年度に登録した方は、今年度の登録は必要ありません。狂犬病予防注射だけを受けてください。
- 犬の所在地が変わったときは、役場に再登録の届け出をお願いします。
- 登録の鑑札は保管し、予防注射済票は犬の首輪につけてください。

日程	場所	時間
5月1日(木)	南木公民館	10:00～10:20
	太陽公民館	10:30～10:50
	福吉公民館	11:00～11:20
	若草公民館	11:30～11:50
	神崎第二公民館	13:10～13:40
5月2日(金)	神崎第一公民館	13:50～14:10
	上金田隣保館	9:30～10:00
	一区公民館	10:10～10:30
	宝見公民館	10:40～11:10
	人見公民館	11:20～11:50
5月8日(木)	福丸公民館	13:10～13:40
	金田役場前	13:50～14:20
	上金田隣保館	10:00～10:20
	神崎第二公民館	10:30～10:50
	人見公民館	11:00～11:20
	金田役場前	11:30～11:50

4月15日～5月15日

行事予定表

予定が変更することもありますので、担当課までお問い合わせください。



広報カナダ
'97.4月15日号
NO.325

日	曜	行事予定
4/15	火	
16	水	
17	木	●乳児健診(役場) 受付13:15～14:15
18	金	
19	土	●菅原神社神幸祭 ～20日 役場はお休みです
20	日	
21	月	
22	火	●小学1年生ツベルクリン反応(小学校) 13:30～14:20
23	水	●心配ごと相談(福祉センター) 10:30～15:00 ●70歳到達者・老人医療受給者証交付日(役場) 15:00～16:00
24	木	●小学1年生ツ反判定及びBCG接種(小学校) 13:30～14:20
25	金	
26	土	役場はお休みです
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	4月分水道料金納付期限です
5/1	木	●畜犬登録・狂犬病予防注射(南木公民館ほか) 10:00～14:10 ●1歳6か月健診・3歳児健診(役場) 受付13:15～14:10
2	金	●畜犬登録・狂犬病予防注射(上金田公民館ほか) 10:00～14:20 ●南木菅原神社神幸祭 ～3日
3	土	福祉センター休館期間(～6日)
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	●畜犬登録・狂犬病予防注射(上金田公民館ほか) 10:00～11:50
9	金	●補聴器相談(役場) 9:00～10:00 ●健康相談(役場) 13:30～14:30
10	土	役場はお休みです
11	日	
12	月	
13	火	●中学1年生ツベルクリン反応(中学校) 13:30～14:20
14	水	●身体障害者(児)巡回相談(方城町保健センター) 10:00～15:00
15	木	●中学1年生ツ反判定及びBCG接種(中学校) 13:30～14:20

公共料金のお支払いは、便利で確実な口座振込をご利用ください。

●発行/金田町役場企画開発課
●編集/広報カナダ企画編集委員
●印刷/有川崎印刷

☎822-12
福岡県田川郡金田町大字金田937-2
☎0947-22-055
☎0947-22-078